

年末調整がやってくる！！

今年も残りあと1ヶ月となりました。サラリーマンの方にとって今年は、社会保険料の負担額が増え、お給料やボーナスの手取額が少なくなってしまった方も多いのではないのでしょうか？そんな時期だけに、年末調整で戻ってくる税金に期待を寄せているのは、私だけではないと思います。年末調整を控え、その仕組みと注意点を復習してみたいと思います。

各項目に＜注意点＞を付けていますので、特にそこをチェックしてみてください。

1. 年末調整の概要

●年末調整はサラリーマンにとっての確定申告です。毎月源泉される税金はあくまで仮の計算ですので、この年末調整によって自分の所得に応じた正しい年間の所得税を計算します。

●給与所得者（サラリーマン・パートタイマー・アルバイト等）の方の給与からは、毎月所得税が天引きされています。給与支払い側の会社がこの天引きした所得税を個人に代わって国に納める仕組みが源泉所得税です。サラリーマン本人が国に納付する手間も省け、楽な制度ではありますが、源泉所得税そのものはおおむね計算しているだけであって、サラリーマン本人の正確な所得税ではありません。

●そこでサラリーマンの正確な所得税を計算し、今まで天引きされていた源泉所得税を精算する手続きが年末調整です。おおかた年末調整によりサラリーマンの税金は戻ります（＝還付されます）。それは源泉所得税がおおざっぱな計算であって、様々な控除計算をしていないからです。すなわち、毎月多めに税金が引かれているわけです。

●たとえば扶養控除・生命保険控除・損害保険控除・住宅借入金等特別控除が身近なものです。

2. 給与所得と給与所得控除

●サラリーマンは法人や個人事業者のように必要経費を具体的に計算しません。それぞれの給与の額に応じて、あらかじめ必要経費に相当する給与所得控除額というものが決定されているのです。

●個人事業者には売上という収益に対して、原価や人件費等の必要経費があります。そして（収益－必要経費）に税金がかけられます。これと同じくサラリーマンも給与と

いう収益に対して、給与所得控除という必要経費に相当するものが認められています。

年収	給与所得控除額
162万5000円以下	65万円
162万5000円超 ～ 180万円以下	年収×40%
180万円超 ～ 360万円以下	年収×30%+18万円
360万円超 ～ 660万円以下	年収×20%+54万円
660万円超 ～ 1000万円以下	年収×10%+120万円
1000万円超	年収×5%+170万円

●サラリーマンは所得税の計算上まず年間の給与総額から、この給与所得控除が引かれます。

3. 社会保険料控除

●その年に支払った健康保険料、介護保険料、厚生年金、国民年金、雇用保険等が所得の計算上控除されます。給与所得控除後の給与等の金額から、その年に支払った健康保険料・介護保険料・厚生年金・国民年金・雇用保険料等の全額が控除されます。会社でこれら社会保険料が給与から天引きされている人はその天引きされた金額の全額です。

<注意点>

- ①転職等で一部自分で納付した方は、会社で天引きされた分と自分で支払った分の合計額になります。
- ②世帯主が支払っている配偶者の社会保険、大学生の子供の国民年金等といった、扶養者の社会保険料も社会保険料控除の対象となります。
- ③公的年金受給者の方は介護保険料が公的年金から控除されている場合があります。この介護保険料も含まれます。
- ④未払いの社会保険料は控除対象外です。

4. 各種保険料控除

小規模企業共済掛金、個人生命保険、個人年金保険、損害保険料のうち一定の額が所得の計算上控除されます。

(1) 小規模企業共済掛金控除

●「小規模企業共済制度」は、小規模企業の個人事業主または会社等の役員が事業を廃止した場合や役員を退職した場合など、第一線を退いた時の生活の安定、あるいは事業の再建などを図るための、いわば国がつくった「**事業主の退職金制度**」といえるものです。

●またここでいう小規模企業共済掛金控除には、個人が国民年金基金連合会に直接支払う**確定拠出年金の掛金**および地方自治体が行う心身障害者扶養共済制度の掛金が含まれます。

●小規模企業共済掛金はその年に支払った分の全額が所得の金額の計算上控除できます。(年間控除限度額 84万円)

※小規模企業共済は、**全額所得から控除することができ、もらう時は、退職金扱いになります**ので、**節税対策にもお奨め**です。

<注意点>

前納した場合は、本年に対する分だけが控除できます。

(2) 生命保険料控除

●その年に支払った生命保険料及び年金保険料のうち一定の額を所得の金額の計算上控除できます。

<注意点>

①本人の分だけでなく、その保険の受取人が配偶者・その他親族であっても控除できます。その際一緒に暮らしていなくても(生計を一にしていなくても)かまいません。

②保険料を前納した場合は、本年に対応する分だけが控除対象です。

(3) 損害保険料控除

●その年に支払った損害保険料のうち一定の額を所得の金額の計算上控除できます。

<損害保険料の範囲>

- ①本人又は生計を一にしている配偶者・その他親族の所有している家屋で居住しているものに対する保険
- ②上記の人が所有している生活に通常必要な家財に対する保険
- ③上記の人のけがにより支払われる保険
- ④上記の人が入院により支払われる保険

<注意点>

- ①自動車保険は対象ではありません。(通常必要な家財とは解釈されないから。よって障害者の方のための自動車であれば控除対象となります。)
- ②賃貸住宅の保険料は対象ではありません。(所有してないから)
- ③賠償責任(他人に傷害を負わせたり、財物を壊したりしたときの保険)が特約などで含まれる損害保険の場合、この特約部分と明確に区別できなければ控除することが出来ます。
- ④店舗・事務所・別荘・趣味等の住宅・家財に対する保険は控除できません。

5. 老年者・寡婦・寡夫控除

- 本人が老年者、寡婦、寡夫である場合は所得の計算上一定の額を控除することができます。
 - 老年者＝12月31日時点で65歳以上で合計所得が1000万円以下
 - 寡婦＝夫と死別又は離縁し12月31日時点で再婚しておらず、かつ扶養親族のいる人
 - 寡夫＝妻と死別又は離縁し12月31日時点で再婚しておらず、かつ一緒に暮らす子のいる人で合計所得が500万円以下
 - 老年者であった場合、寡婦もしくは寡夫にはなれません。

(1) 老年者控除

- 本人が12月31日時点で65歳以上(昭和13年1月1日以前に生まれた人)でかつ本年分の合計所得が1,000万円以下の人が該当します。
- 老年者控除は500,000円です。

(2) 寡婦控除

- 寡婦とは以下の全てに該当する人を言います。
 - ①本人が夫と死別又は離縁し12月31日時点で、再婚をしていない人

②扶養親族がいる人

③老年者に該当しない人

●寡婦控除は270,000円です。

④さらに死別で合計所得が500万円以下であれば特別の寡婦となります。

●特別の寡婦控除は350,000円です。

<注意点>

●老年者は寡婦控除を受けられませんので、12月31日時点で65歳以上合計所得1000万円以下であれば、老年者のみとなります。しかし、合計所得が1000万円超であれば老年者に該当しなくなるで、逆に寡婦控除を受けられます。

(3) 寡夫控除

●寡夫とは以下の全てに該当する人と言います。

①本人が妻と死別又は離縁し12月31日時点で、再婚をしていない人

②生計を一にする子がいる人

③老年者に該当しない人

④合計所得が500万円以下の人

●寡婦控除は270,000円です。

6. 勤労学生・障害者控除

●本人が学生であり一定額の所得以下である場合、勤労学生控除が受けられます。

●本人のほか配偶者や扶養親族が12月31日時点で障害者であれば、障害者控除が受けられます。

●さらに障害の程度が重度であれば、特別障害者控除が受けられます。

(1) 障害者控除

●12月31日時点で本人のほか、控除対象配偶者や扶養親族が障害者である場合に、一定の額の控除が受けられます。

●障害者控除は一人につき270,000円です。

●なお特別障害者控除については一人につき400,000円です。

(2) 勤労学生控除

●学生が稼いだ所得につき合計所得が一定額以下のものは勤労学生控除を受けられま

す。

●勤労学生控除は270,000円です。

＜合計所得が一定額以下＞

- ①合計所得が650,000円以下（給与所得のみであれば1,300,000円以下）
- ②給与以外の所得が100,000円以下
を満たすことをいう。

7. 配偶者控除・配偶者特別控除

●12月31日時点の現状で一定の要件を満たす配偶者がいる方は、配偶者控除を受けられます。

●さらに配偶者の所得について一定額以内であれば配偶者特別控除が受けられます。

（1）配偶者控除

●本年12月31日の現状で、控除対象配偶者がいる人は配偶者控除を受けられます。

＜控除対象配偶者の範囲＞

- ①本年12月31日の現状で生計を一にしている配偶者
生計を一にするとは、かならずしも一緒に暮らすという意味ではありません。
勤務や療養といった都合で一緒に暮らしていなくとも、盆暮れには一緒に暮らしたり、生活費・療養費の送金があれば生計を一にしています。
- ②青色専従者として給与の支払いを受けるものは除く
- ③白色の事業専従者となるものは除く
- ④本年分の合計所得が380,000円以下
給与所得のみなら総収入103万円以下
年金のみなら
65歳未満の方（昭和13年1月2日以降に生まれた方）は1,080,000円以下
65歳以上の方（昭和13年1月1日以前に生まれた方）は1,780,000円以下
になります。

＜注意点＞

- ①内縁の妻は配偶者になりません。
- ②夫が妻の控除対象配偶者になります。

- ③本年途中で死別した配偶者は、本年の合計所得が380,000以下であればやはり控除対象配偶者になります。
- ④本年中に死別し、本年中に再婚した人はいずれか一人だけ控除対象配偶者となります。
- ⑤同一世帯に二人以上の所得者がいる場合、一方の控除対象配偶者をもう一方の扶養親族とできます。
- ⑥本年途中で非居住者となった場合は非居住者となった時点で合計所得が380,000円以下であれば控除対象配偶者になります。

(2) 配偶者特別控除

●合計所得が1000万円以下の居住者の生計を一にする配偶者がいる場合、配偶者の所得に応じて配偶者特別控除が受けられます。

<配偶者の範囲>

- ①この場合の配偶者は配偶者控除の対象とならない配偶者も含みます。
(合計所得が380,000円以上でも受けられます。ただし760,000円未満まで)
- ②他の居住者の扶養親族であれば除きます。
- ③青色専従者であれば除きます。
- ④白色事業専従者であれば除きます。

<控除額>

控除対象配偶者に該当する場合		控除対象配偶者に該当しない場合	
配偶者の合計所得	控除額	配偶者の合計所得	控除額
0円～49,999円	38万円	380,001円～399,999円	38万円
50,000円～99,999円	33万円	400,000円～449,999円	33万円
100,000円～149,999円	28万円	450,000円～499,999円	28万円
150,000円～199,999円	23万円	500,000円～549,999円	23万円
200,000円～249,999円	18万円	550,000円～599,999円	18万円
250,000円～299,999円	13万円	600,000円～649,999円	13万円
300,000円～349,999円	8万円	650,000円～699,999円	8万円
350,000円～379,999円	3万円	700,000円～749,999円	3万円
～380,000円	0万円	750,000円～760,000円	0万円

8. 扶養控除・基礎控除

●12月31日時点の現状で扶養親族がいればそれぞれの扶養親族の状況に応じた控除を受けられます。

●一般の扶養親族・特定扶養親族・同居老人・同居特別障害者といった状況があります。

(1) 扶養控除

●12月31日時点の現状により生計を一にする扶養親族がいる場合は、それぞれの状況に応じた扶養控除を受けます。

<注意点>

①青色専従者は扶養親族になれません。

②白色専従者は扶養親族になれません。

③本年中に死亡した場合は死亡時に扶養親族に該当すれば、扶養控除が受けられる。

④出産後短時期に死亡した幼児も扶養親族になります。(死産はなれません)

⑤里子は18歳未満であれば扶養親族になります。

⑥養護受託老人は65歳以上であれば扶養親族になります。

※すべて12月31日時点

(2) 基礎控除

・誰でも受ける控除

・控除額 380,000円

9. 税率

・課税される所得金額が求めればこれにそれぞれの所得税率を乗じます。

課税給与所得金額 (A)	税率 (B)	控除額 (C)	税額
3,300,000円以下	10%		(A) × 10%
3,300,001円～9,000,000円	20%	33万円	(A) × 20% - 33万円
9,000,001円～16,920,000円	30%	123万円	(A) × 30% - 123万円

10. 住宅取得控除

- 住宅等を取得するために借入金をした場合、その借入金の年末残高に対して一定の率を乗じた金額を直接税額控除できる制度です。
- 所得控除と違い税額控除ですので、減税の効果は非常に高いものです。
- 確定申告書を提出して住宅借入金等特別控除の適用を受けた給与所得者が、その適用2年目以降の年において、年末調整において税額控除を受けられる制度です。
- 大雑把には住宅等取得のための借入金の12月31日時点残高の1%程度相当の金額を税額控除できるというものです。

<要件>

- ・金融機関等から資金を借り入れ、住宅等を取得すること
- ・取得の年は確定申告していること
- ・控除を受けようとする年の合計所得が3000万円以下（H9年12月31日までであれば2000万円以下）

<控除期間>

- ・H16年12月31日居住した場合は居住日以降6年間
- ・H11年1月1日からH13年6月30日までの居住した場合は15年間
- ・H13年7月1日からH15年12月31日まで居住した場合は10年間

11. 定率減税

- 住宅取得控除後の税額の20%を減税できます。（但し最高25万円）
- 住宅取得控除後の年調年税額の20%をさらに減税することができます。（但し25万円まで）